

岩手県告示第 820 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ユタカ薬局	大船渡市盛町字内ノ目 11 番地 20	平成 18 年 7 月 1 日
たかた駅前クリニック	陸前高田市高田町字馬場前 138 番地 1 号	平成 18 年 7 月 24 日
すこやか歯科子ども歯科医院	岩手郡滝沢村鶴飼字笹森 72 番 24	平成 18 年 6 月 27 日